

施設基準届出事項

当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、中国四国厚生局長に届出を行って診療を行っています。

【基本診療料】

精神療養病棟入院料（2F、3F、4F 各56床）

精神療養病棟入院料重症者加算 1

電子的診療情報連携体制整備加算 3

継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

【食事】

入院時食事療養（Ⅰ）

【特掲診療料】

通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算

通院・在宅精神療法の注13の施設基準

精神科作業療法

精神科ショート・ケア「大規模なもの」

精神科デイ・ケア「大規模なもの」

抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）

医療保護入院等診療料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5

入院ベースアップ評価料 36

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

令和8年7月